

「奈良県立大学附属高等学校奨学給付金」支給制度について

○授業料以外の教育費負担を軽減するため、中所得以下の世帯を対象に支給します。(返還の必要はありません)

令和8年度新生で、**前倒し支給(3 か月分)の決定を受けている方は、本案内の対象外**です。

本案内による申請は行わないようにご注意ください。

※今年度において、前倒しの奨学給付金を受給した方で、7月1日までに他府県へ転出した場合、または他府県から奈良県に転入した場合は、必ず学校または担当課へご連絡ください。

1. 支給の要件と支給額

○対象となる世帯

日本国籍または**特定の在留資格を有する者のうち、保護者等が生活保護(生業扶助)受給世帯**または**保護者等(父母)全員の住民税所得割額の合計が以下の所得要件を満たす世帯**

○課税証明書の場合の確認箇所

例	県民税	市民税
所得割(額)	●●●●円	○○○○円
均等割(額)	2000円	3500円

※令和8年7月1日時点で要件を全て満たしていることが必要です。詳細な要件については裏面をご覧ください。

※保護者等全員の今年度における課税証明書が提出できない場合は、**対象外**です。(例:海外赴任等で国内に住所を有していない)

※児童養護施設に入所している生徒や里親に養育されている生徒で、見学旅行費又は特別育成費(母子生活支援施設の高校生等を除く。以下同じ。)が措置されている場合は**対象外**です。(措置状況については、お住まいの自治体にご確認ください。)

○所得要件 および 支給額(年額1回)

世帯区分(保護者等(父母)全員の住民税所得割額の合計)	支給額
① 生活保護(生業扶助)受給世帯	32,300 円
② 非課税(0円)である世帯(①以外)	143,700 円
③ 105,500 円未満である世帯(①②以外) ※	47,900 円
④ 182,500 円未満である世帯(①②③以外) ※	35,930 円

※就学支援金新制度の対象外となる外国籍又は外国人学校の生徒(令和8年度新生である留学生を除く)は、生活保護世帯・住民税非課税世帯のみ対象。

2. 支給時期

7月31日までに申請した場合 … 10月下旬～11月中旬 頃

10月2日までに申請した場合 … 12月下旬～1月中旬 頃

※奈良県立大学附属高等学校が指定する期日に従い、**1回のみ**申請してください。どちらの締切の申請でも支給額は変わりません。

※申請数・審査状況によって変化するため、振込時期について支給決定前にお問い合わせいただいてもお答えできません。

※各締切ごとに審査・認定を行います。不備がない場合は、支給時期まで申請状況は「審査中」と表示されます。

3. 申請手続き

奈良スーパーアプリにて、**奈良県立大学附属高等学校が指定する期限までに**電子申請を行ってください。

※原則電子申請ですが、困難な場合は紙申請への変更も可能です。学校へ相談のうえ申請用紙を受け取ってください。

▶申請方法については、操作マニュアル等がありますのでご確認ください。

奈良スーパーアプリの操作等については以下、コールセンターへお問い合わせください。

0120-75-1580 (平日 9:00～20:00)

※コールセンターにおいて、奨学給付金制度の内容に関するお問い合わせへの対応はできませんのでご注意ください。



操作マニュアルはこちら
(奈良スーパーアプリ項目)



奈良スーパーアプリ
電子申請はこちら

奈良県立大学附属高等学校奨学給付金ホームページ: <https://www.pref.nara.lg.jp/n056/60687.html>

奈良スーパーアプリ: <https://nsa.pref.nara.jp/ctztop/>

裏面へ→

4. 申請に必要な書類 ※奈良スーパーアプリでアップロードしてください（詳細はマニュアル・申請画面を参照）

◆マイナンバーカードを利用して申請に必要な情報を取得することができます。

※ 税の申告を行っていない場合、マイナンバーカードによる所得確認ができません。

※ マイナポータルに関するお問い合わせは、お住まいの自治体または「マイナポータル よくある質問」で検索しご確認ください。

※ 情報がうまく取得できない等オンラインによる申請が困難な場合は、紙申請に切り替えて申請していただくことも可能です。

◆対象生徒一人一人について、申請内容を入力し、①②③（該当者は④⑤）の資料をデータでご提出ください。

【提出が必要な資料】

① 全員必須：所得要件の確認（情報取得 または 画像等データ添付のどちらか）

世帯区分 対象所得要件参照	マイナンバーカードを 利用する 場合	マイナンバーカードを 利用しない 場合
	取得情報で提出（データ添付不要）	画像 または pdf でのデータ添付（※1）
生活保護（生業扶助） 受給世帯		「生活保護（生業扶助）受給証明書」 ※本年7月1日以降発行で、7月1日時点での受給内容（世帯全員の氏名・扶助種・受給期間等）が確認できるものに限る（福祉事務所発行）
非課税または課税世帯	保護者等（父母）全員の所得情報 （マイナンバーカードで情報を取得） ※【本人確認】＋【自己情報取得】	保護者等（父母）全員の 「令和8年度（令和7年分）課税証明書」等※2 （市町村にて発行）

※1：スキャナーで読み取ったPDFファイルや携帯電話等で撮影した鮮明な写真データ等をアップロードしてください。

※2：所得証明書、マイナポータルの「わたしの情報を取得する」から得た「税・所得」の情報は不可

② 全員必須：通帳のコピー ※申請者名義の口座である必要があります。 例：申請者が父の場合は父名義

③ 全員必須：生徒の「本籍地」または「国籍・在留資格・在留期間」を確認できる書類

※7月1日以降発行の住民票（原本/個人番号の記載がないもの）、特別永住者証明書または在留カードのコピー

※奈良スーパーアプリ申請画面上の「上記以外の書類」として添付が必要。

④ 該当者のみ添付：日本の小学校及び中学校を卒業したことを確認できる書類

※日本国籍以外の者で、在留資格が家族滞在の場合。日本の小学校及び中学校の卒業証書のコピーまたは卒業証明書を添付。

⑤ 該当者のみ添付：在留資格要件に係る申立書

※日本国籍以外の者で、在留資格が定住者または家族滞在の場合に添付。

5. 奈良県立大学附属高等学校奨学給付金の支給要件（詳細）

令和8年7月1日現在、次の要件すべてを満たす世帯が対象となります

(1) 保護者等（父母）全員が奈良県内に住所を有しており、生徒本人が以下のいずれかに該当する者であること

（海外等在住で奈良県内に住所を有しない場合は対象外です。）

① 日本国籍を有する者	② 特別永住者	③ 永住者	④ 日本人の配偶者等
⑤ 永住者の配偶者等	⑥ 定住者のうち将来永住する意思があると認められた者		
⑦ 家族滞在のうち、小学校及び中学校を卒業した者であって、高校等卒業後、日本で就労して定着する意思があると認められた者			

※ 保護者等のいずれか一方が他の都道府県に在住している場合は、生活の本拠が奈良県内にある世帯で、かつ、他の都道府県に対し同様の給付金を申請しない場合に限り、申請できます。

(2) 生活保護（高校生等本人に係る生業扶助（高等学校等就学費））受給世帯、保護者等全員の住民税所得割額の合計が0円（非課税）または182,500円未満である世帯であること

※家計急変により保護者等全員の住民税所得割額の合計が、上記に相当すると認められる場合、家計急変世帯対象の奨学給付金の対象となる可能性があります。該当する場合は下記の問い合わせ先にご相談ください。

(3) 生徒が奈良県立大学附属高等学校に在学していること

(4) 対象生徒に対して、保護者等が奈良県又は他の地方公共団体等が実施する同様の給付金を受けていないこと

(5) 児童福祉法に基づく措置費等のうち、見学旅行費又は特別育成費が措置されていないこと

※事実と異なる内容の申請により支給が行われた場合は、当該支給額等を返還いただきますのでご注意ください。

【問い合わせ先】

◇奈良県立大学附属高等学校

〒630-8044 奈良市六条西3丁目24番1号 TEL 0742-81-4430

◇奈良県 地域創造部こども・女性局 教育振興課

〒630-8501 奈良市登大路町30

TEL 0742-27-8347